

大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（平成28年大阪市条例第1号。以下「条例」という。）の施行については、別に定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(申出)

第3条 条例第5条第2項の規定による申出をしようとするものは、第1号様式による申出書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申出書の提出は、送付による方法その他市長が適当と認める方法により行わなければならない。

(機会の付与の方式)

第4条 市長は、条例第5条第3項本文の規定により、ヘイトスピーチを行ったものに、意見を述べるとともに有利な証拠を提出する機会を与える場合には、当該意見を記載した書面（以下「意見書」という。）及び証拠の提出期限（同条第4項の規定により口頭で当該意見を述べる機会（以下「口頭意見陳述の機会」という。）を与える場合には、その日時）までに相当な期間をおいて、当該ヘイトスピーチを行ったものに対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 公表の内容及び理由
- (2) 意見書及び証拠の提出先及び提出期限
- (3) 口頭意見陳述の機会を与える場合には、その旨、出頭すべき日時及び場所
- (4) 案件番号（1 の案件ごとに市長が付す番号をいう。以下同じ。）

2 前項の規定による通知は、第2号様式による機会付与通知書により行うものとする。

3 意見書を提出しようとするものは、意見書に、事案の内容についての意見のほか、その氏名及び住所又は居所（法人その他の団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに案件番号を記載しなければならない。

（口頭意見陳述の機会の期日等の変更）

第5条 前条第1項の規定による通知を受けたもので、口頭意見陳述の機会を与えられたもの（以下「当事者」という。）がやむを得ない理由により口頭意見陳述の機会の期日に出頭できないときは、当該期日の前日までに、理由を付して市長に口頭意見陳述の機会の期日の変更を申し出なければならない。

2 市長は、前項の規定による申出の理由がやむを得ないものであると認めるときは、口頭意見陳述の機会の期日を変更することができる。

3 市長は、災害その他やむを得ない理由により口頭意見陳述の機会を与えようとする期日又は場所において意見を述べさせることができないときは、当該期日又は場所を変更することができる。

4 市長は、前2項の規定により期日又は場所を変更したときは、速やかにその旨を当事者に通知するものとする。

(認識等の公表の方法)

第6条 条例第5条第6項の市規則で定める方法は、報道機関に対して公開する方法、広報紙に掲載する方法及び市役所その他市関係公署において閲覧に供する方法のうち、事案ごとに、公表の内容を勘案して市長が適当と認める方法とする。

(施行の細目)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、市民局長が定める。

附 則

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

申出書

平成 年 月 日

大阪市長

申出者 住所又は居所 〒

〔 法人その他の団体にあつては、
事務所の所在地 〕

氏名及び連絡先

〔 法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名並
びに担当者の氏名及び連絡先 〕

電話番号

メールアドレス

私（たち）に関するヘイトスピーチに該当すると思料する次の1記載の表現活動について、大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例第5条第2項の規定により、次のとおり申し出ます。

- 1 表現活動の日時・場所・内容
- 2 表現活動を行ったもの（知っている場合に記載すること）
- 3 上記1及び2に関連する情報（必要に応じて記載すること）
- 4 上記1から3までの内容を証するもの（証拠物品を添付すること）

第2号様式（第4条関係）

機会付与通知書

様

第 号
平成 年 月 日

大阪市長 印

大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例第5条第3項本文の規定により、次のとおり、意見を述べるとともに有利な証拠を提出する機会を与えますので通知します。

案件番号	—
公表の内容	
公表の理由	
意見書及び有利な証拠 の提出先	電話（ ）
意見書及び有利な証拠 の提出期限（必着）	平成 年 月 日（ ）
口頭で意見を述べる機 会の付与の有無	
出頭すべき日時	平成 年 月 日（ ）
出頭すべき場所	電話（ ）

注 出頭の際には、この通知書を持参してください。

◇ 研究ノート ◇

表現の自由とヘイトスピーチ

市 川 正 人*

目 次

はじめに

1 日本国憲法における表現の自由の保障

2 ヘイトスピーチとその規制

3 ヘイトスピーチ規制と憲法

終わりに

はじめに

特定の民族や国籍を有する人々などに対する憎悪を表明し、憎悪を煽る表現であるヘイトスピーチ (hate speech) が深刻な社会問題となっている。在特会 (在日特権を許さない市民の会) などによる在日韓国・朝鮮人を口汚くののしる街宣活動が活発になされ、それが「ネット右翼」によって拡散されており、ヘイトスピーチが日本社会において跋扈している感がある。「ヘイトスピーチ」が2013年の新語・流行語大賞のトップテンに選ばれたほどである。

こうした事態は国際的にも関心を呼び、昨年7月に自由権規約委員会が、8月には人種差別撤廃委員会が、それぞれヘイトスピーチに対する法的規制を求める勧告を行っている¹⁾。もっとも、京都朝鮮学校事件については、抗議活動に参加した者の刑事責任、民事責任が認定されている。このことは、ヘイトスピーチに対して現行法によって一定の規制がなされうことを示すものである。しかし、現行法では不十分であるとして、また、ヘイトスピーチの禁止・処罰が国際的な人権条約の要請であり、既に100ヶ国以上の国においてヘイトスピーチを禁止し処罰する法律が制定されているとして、わが国においてもヘイトスピーチを禁止し処罰する法律を制定すべきであるとする意見も強い。

そこで、以下では、ヘイトスピーチを禁止することには、日本国憲法による表現

* いちかわ・まさと 立命館大学大学院法務研究科教授